○財務省令第十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	一五、三四六人	
国税庁	五六、二六三人	
合計	七一、六〇九人	

附　則

1　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十三年九月三十日までの間	一五、四一三人
国税庁	平成二十三年九月三十日までの間	五七、四八〇人

○財務省令第十一号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十七条第二項、第二十三条第六項及び第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百九十一条第一項中「二百七人」を「二百六人」に改める。

第百九十三条第一項中「百七十八人」を「百七十七人」に改める。

第二百二十七条第一項第二号中「第五十六条の二」の下に「、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項」を加える。

第二百二十八条第一項中「二百二十八人」を「二百二十五人」に改める。

第二百三十条第一項中「三十六人」を「三十五人」に改める。

第二百三十一条第一項中「六十三人」を「六十二人」に改める。

第二百三十二条第一項中「六百十二人」を「五百九十六人」に改める。

第二百四十九条第一項中「二十八人」を「二十七人」に改める。

第二百八十五条第一項中「百四人」を「百五人」に改める。

第二百九十八条第一項中「五百六十二人」を「五百六十八人」に改める。

第二百九十九条第一項中「五十八人」を「六十二人」に改める。

第三百二十一条第一項中「二百四十八人」を「二百五十六人」に改める。

第三百二十二条第一項中「百十二人」を「百十三人」に改める。

第三百三十七条第一項中「五百二人」を「五百七人」に改める。

第三百三十八条第一項中「百九十人」を「百九十一人」に改める。

第四百九十八条第一項中「九百三十四人」を「九百三十五人」に改める。

第五百十七条第一項中「二千五百二十三人」を「二千五百二十四人」に改める。

第五百十八条第一項中「千五百四十人」を「千五百四十三人」に改める。

第五百五十五条第一項中「七千九百九十五人」を「八千二十四人」に改める。

第五百五十六条第一項中「一万九千四百八十八人」を「一万九千五百六十三人」に改める。

別表第三豊橋の項中「知多郡　幡豆郡」を「知多郡」に改める。

別表第九西尾の項中「幡豆郡」を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十三号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第七十五号）の施行に伴い、並びに労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）第二条及び第三条の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令（昭和四十八年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削る。

第二条中第一項第八号、第二項及び第三項第六号を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十四号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項、第十八条第三項、第十九条第四項、第二十一条第三項、第二十二条第二項及び第二十三条第二項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百三十六条第二項、第百三十八条第二項、第百五十二条第二項及び第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「企画官」の下に「、審査企画官」を加え、同条第一項中「二十四人」を「二十三人、審査企画官一人」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　審査企画官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する審査に関する特定事項の企画及び立案に当たる。

第十三条の見出しを「（医療政策企画官及び医療安全推進官）」に改め、同条第一項中「医療安全推進官」を「医療政策企画官及び医療安全推進官それぞれ」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　医療政策企画官は、命を受けて、保健医療に関する基本的な政策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関することを行う。

第十三条の二を削る。